## 貿易交渉と農業

新しい貿易ルールの確立を求めて

#### 〔要 旨〕

- 1 ウルグアイ・ラウンド以前の農業貿易交渉では各国の利害が前面に出ることが多く,この結果,アメリカとEUは世界における農産物輸出国・地域としての地歩を固めた。その後ウルグアイ・ラウンドおよびWTO新ラウンドでは,包括的な農産物貿易ルールの構築が図られているが,発展途上国や輸入国の発言力が強まるなかで,交渉は長期化の様相を呈している。
- 2 近年は、FTAの締結が増加しており、これは非締結国をもFTAへの取組みを強く促している。この結果農業分野においては、さまざまな例外扱いが錯綜する複雑な状況が現れつつある。
- 3 農産物貿易は拡大しつつあり,なかでもアジアの貿易をとおしたつながりは強まりつつ ある。
- 4 貿易の自由化をとおした各国経済の緊密化は大きな潮流であるが,一律的機械的な貿易・投資の自由化は,当該国における自立的経済発展にとってマイナスになる場合があるだけでなく,食料問題,農業の多面的機能,環境問題等に悪影響を及ぼす懸念がある。
- 5 今後も貿易ルールの構築はWTOの場を主としつつ、関係国の相互の発展を基本に、食料・環境問題等への配慮をしつつ、柔軟な自由化と協力の促進等幅広い連携強化を指向すべきである。そして、農業の多面的機能や環境配慮については、WTO交渉において明確に位置付けを行うとともに、FTAにおいてもそれらに配慮すべきことをWTO協定において明記する必要がある。

#### 目 次

#### はじめに

- 1 貿易交渉における農業の取扱い
- (1) GATT・WTO交渉と農業
- (2) FTAと農業
- 2 農産物貿易の現状と変化の方向

- 3 「貿易と農業」をめぐる論点
- (1) 自由貿易と経済厚生
- (2) 食料問題と貿易
- (3) 農業の多面的機能と貿易
- (4) 環境問題と貿易
- 4 貿易交渉の望ましい方向

#### はじめに

第二次大戦後の貿易交渉は,GATT(関税および貿易に関する一般協定)およびそれを受けついだWTO(世界貿易機関)の場における交渉を軸としてすすめられてきたが,近年はそれに加え,FTA(自由貿易協定)の締結の動きも急速に広がってきている。

これらの交渉においてよく問題となるのが、農業の分野における自由化の取扱いである。実際には、多くの交渉において農業以外の分野も大きな対立点となっているが、農業分野においては、農産物輸出国における場合を含めて、自国農業を保護・育成しようとする諸々の施策をめぐっての激しい対立が注目されることが少なくない。

とくにわが国の貿易交渉においては、ともすると、日本の農業保護路線対自由貿易主義の対立、というとらえ方がなされがちである。そして、個別国間の交渉である FTA交渉においてはなおさら、具体的な 品目ベースでの損得が意識されて,国内における産業分野間の意見対立となって表れがちである。わが国とメキシコとのFTA交渉の過程でみられた,「日本の自動車産業が北米大陸で競争力を保持するためには,日本が豚肉で譲歩すべきである」というような議論が典型的である。

しかし筆者は、このような問題を、単なる自由貿易への障害として、あるいは単なる産業分野の利害対立としてとらえるのは、より重要な問題を看過し、またよりよい貿易秩序を形成する機会を逃すことになるものであると考えている。本稿では、農業の分野を軸に貿易交渉の諸相を検討することをとおし、貿易交渉において農業をどう取り扱うべきか、検討することとしたい。

# 1 貿易交渉における 農業の取扱い

(1) GATT・WTO交渉と農業 第二次世界大戦後の世界の貿易体制は, 経済のブロック化と,自国の利益に固執し輸入制限競争を行う近隣窮乏化政策が大戦の背景にあったとの反省のもとに,自由貿易を重視して構築されてきた。

GATTにおいては、そのような考えのもとに、1947年の第1回交渉から86~94年のウルグアイ・ラウンドまで、8回にわたり貿易交渉が行われてきた(第1表)。

農産物については、ウルグアイ・ラウンドにおいて初めて包括的な貿易ルールの内容が取り決められることとなったが、それ以前の交渉における農業の取扱いは、一口に言えば、各国の利害を反映させた、自由貿易とはほど遠いものであった。

第1回(1947年)から第4回(1956年)の交渉では関税引下げが交渉の主な内容であったが、この間1955年には、アメリカに対し、酪農品以外の広範囲な品目について期限無制限で輸入制限できることとするウェーバーが認められている。その経緯はジョスリンほか(1998)に詳しいが、アメリ

第1表 ガット交渉の経緯

	名称	参加国数	主要テーマ
1947年	第1回交渉	23	関税
49	第2回交渉	13	関税
51	第3回交渉	38	関税
56	第4回交渉	26	関税
60 ~ 61	ディロン・ラウンド	26	関税
64 ~ 67	ケネディ・ラウンド	62	関税およびアンチ・ダンピ ング措置
73 ~ 79	東京ラウンド	102	関税,非関税措置,途上国の 貿易に関する枠組み合意
86 ~ 94	ウルグアイ・ラウンド	123	関税,非関税措置,ルール, サービス,知的所有権,紛争 解決,繊維,農業,WTO設立

資料 WTOホームページ(http://www.wto.org/)

カの農産物輸入政策が「事実上国際的な法的制約の枠外におかれることになった」このウェーバーは、「他のどの要因にもまして一般協定の目的の達成に対し深刻な打撃を与えた」と評されている。

また,現在WTO交渉で問題となっている輸出補助金問題も,その発端をこの時期に求めることができる。

GATTにおいては,工業製品に対する輸出補助金が1957年から全面的に禁止されたが,農産物については許容されることとなった。これは,輸出補助金を行使する権利を維持しようとするアメリカの強い意向が反映されたためであるが,その結果,「1970~80年代の国際農産物市場における成功は,生産者・輸出国の効率性と販売努力よりは,資金力と国家財政規模により決定されることとなった」のである。

ディロン・ラウンド (1960~61年) では, 1958年のEEC創設を受け, EECの対域外共 通関税の設定と共通農業政策のもとでの可

変課徴金がテーマとなった。ここでこれらの制度を守り抜いたEECは、その後、農産物輸入地域から輸出地域に変貌する道をたどることとなる。

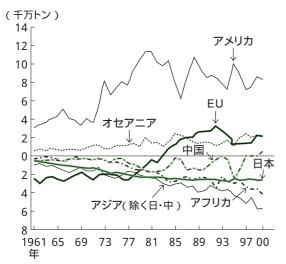
そして,引き続くケネディ・ラウンド(1964~67年),東京ラウンド(1973~79年)においても,農業分野での交渉は主要輸出国の利害を主張し合うものであった。

このようなことの結果,アメリカとEUは第1図にみるとおり巨

大な農産物輸出国・地域としての地歩を固め,世界の農産物貿易は,先進国からの大幅な輸出超過が定着するに至ったのである(第2図)。

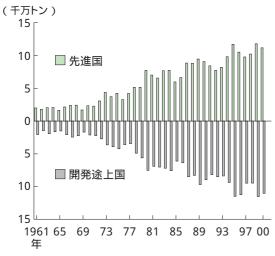
1986年から開始されたウルグアイ・ラウンドは、それ以前の交渉と異なって、農産物についても、関税・輸入制限等の国境措置、国内支持、輸出競争(輸出補助金等)を含む包括的な保護水準の引下げがテーマ

第1図 主要国・地域の穀物純輸出量推移



資料 FAOSTAT

第2図 穀物純輸出量の推移



資料 第1図に同じ

となった。その背景としては,財政制約が 強まるなかで価格支持政策により自国農業 の保護と輸出拡大を図るアメリカにとっ て,輸出補助金を活用して農産物輸出を拡 大するECとの利害対立が限界にまで達し たことがあげられる。

ECは,このような事態に対応し,共通 農業政策を改革して農家への直接所得補償 を導入した。ECとしては,この「生産刺 激的でない」直接補償の導入により,輸出 補助金の削減が可能となった。また交渉に おいては輸出補助金の削減度合いが緩和され,交渉は妥結にいたった。なお,周知の とおりわが国はこの交渉で,米の関税化を 回避するとともにミニマム・アクセス数量 を上乗せすることを受け入れたが,その後 99年に米の関税化を実施した。

またウルグアイ・ラウンドでは,ケアン ズグループ(輸出補助金依存度の低い先進輸 出国)の先鋭な主張が注目された。

このように、ウルグアイ・ラウンドにおいては、アメリカやEC等の農産物輸出国間の利害調整が行われたものの従来の輸出国優位の関係に変化はなく、また、将来にわたって農産物の保護水準を引き下げていく交渉の枠組みが作られたことは、農産物輸入国にとっては大きな課題を残すものとなったのである。

なお,輸出補助金は,WTO農業協定に基づき現在も25か国で支出が認められている(第2表)。

00年3月に開始されたWTO農業交渉(01年11月のドーハ閣僚会議でWTO新ラウン

第2表 現在認められている輸出補助金

国名	品目数	国名	品目数
オーストラリア ブラジル ブルガリア カナダ コロンビア	5 16 44 11 18	ニュージーランド ノルウェー パナマ ポーランド ルーマニア	1 11 1 17 13
キプロス チェコ EU ハンガリー アイスランド	9 16 20 16 2	スロバキア 南アフリカ リヒテインシュタイン トルコ アメリカ	17 62 5 44 13
インドネシア イスラエル メキシコ	1 6 5	ウルグアイ ベネズエラ	3 72

資料 WTOホームページ(http://www.wto.org/)

ドとして正式に立上げ)は,市場アクセ ス・国内支持・輸出競争を対象とする、包 括的な自由化交渉となっている。しかし自 由化の基準である「モダリティ」合意を目 指して03年9月にメキシコのカンクンで開 催された閣僚会議では,関税上限の設定, 途上国を含む関税削減方式,輸出補助金を はじめとする農業補助金,最低輸入義務の 拡大等をめぐって、アメリカ、EU、先進 輸入国(日本等),ブラジル・インド等発 展途上国の意見が激しく対立し, 交渉は決 裂した。なお,カンクン閣僚会議決裂の最 も大きな原因は,新しい交渉分野である 「シンガポール・イシュー」(投資・競争・ 貿易円滑化・政府調達)をめぐる先進国と 発展途上国の対立であった。

交渉はその後04年7月に至り,関税削減 方式の考え方など,各国共通のルールを決 める前提となる大枠についての「枠組み合 意」に達した。その内容は,「高い関税ほ ど大幅な引下げ」「重要品目は別の扱い」 「貿易歪曲的補助金が多い国ほど大幅な削 減」「輸出補助金を期日を設けて撤廃」等であるが、問題となっていた関税の上限設定は今後の検討に委ねられることとなった。数字入りの共通ルールである「モダリティ」は今後の交渉において検討されることとなるが、具体的な問題は先送りされた感の強い決着となった。今後の交渉は、来春以降に本格化し、05年12月に香港で開かれる閣僚会議が次の重要な場面になるとみられている。

WTO農業交渉の特徴は、従来のアメリカ、EU、日本等先進輸入国に加え、ブラジル・インド等の発展途上国グループが共同して案を提出するなど、その発言力が急速に強くなったことである。途上国は、先進国の大幅・一律的な市場開放と途上国への配慮、輸出補助金をはじめとする先進国の農業補助金の撤廃等を求めている。

最近注目されたアメリカの綿花補助金をめぐるWTO紛争処理委員会でのアメリカの敗訴は、このような動きを象徴するものであった。これは、30億ドルにのぼるアメリカの綿花補助金が綿花の国際価格を不当に引き下げ、途上国の農民の輸出市場を奪っているとして、03年にWTOに提訴されたブラジルの主張を認めるものであった。ブラジルは、アメリカの輸出補助金がなければアメリカの綿花生産は29%、輸出は41%減少すると主張した。アメリカは04年7月のWTO農業交渉枠組み合意の際に、補助金削減に同意したが、細目については10月以降交渉が続いている。

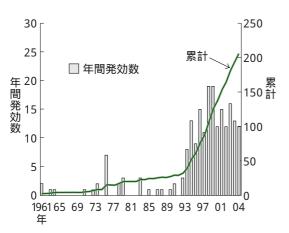
(注1) ジョスリンほか(1998) 41~45頁(注2) WTOホームページ http://www.wto.org/

#### (2) FTAと農業

特定の国や地域が相互に関税の撤廃等を (注3) 行うFTAは,04年3月現在で206協定にの ぼっている。その協定発効時期をみると, 80年代までの発効はわずかであり,特に90 年代後半になって協定が急増している(第 3図)。

地域的にみると,アメリカ大陸ではNAFTA(アメリカ,カナダ,メキシコ),MERCOSUR・アンデス共同体FTA(南米9か国)が成立し,さらにキューバを除く南北アメリカ諸国が参加するFTAAも構想されている。欧州においては,04年5月,EUに新たに10か国が加盟して25か国の巨大な経済圏が誕生した。従来動きが鈍かったアジアにおいても,近年FTAへの取組みが活発になってきた。シンガポールやタイはアジアにおけるFTAのハブとなることを目指して積極的に取り組んでいるし,





資料 WTOホームページ(http://www.wto.org/) (注) 2004年3月1日現在。

ASEAN諸国は03年10月,2020年までに経済統合を完了することで合意した。また中国も,02年11月に「中ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を締結し積極的なFTA戦略をすすめているし,わが国も05年4月からASEANと包括的なFTA交渉を開始することで合意している。

このようにFTAが増えることは、協定 国同士が排他的に特別な待遇を与え合う協 定が複雑にからみあって広がっていくこと であり、関税等の条件はすべての国に対し て同じ条件を与えるという最恵国待遇の骨 抜き化と経済のブロック化に導く懸念がある。

しかし、WTOの場での交渉の長期化は、 経済連携の効果をより短期間であげるため にFTAへの取組みを加速している。FTA の広がりは、FTAに参加していない国に とっては、FTA締結国との貿易条件が不 利になることを意味し、こうしてFTAへ の取組みはいやおうなしに拡大する傾向に ある。

しかし、このような動きは、FTA締結 国の各経済セクターに複雑な影響を及ぼ す。多くの国において、FTAにより利益 を享受するセクターと不利益を享受するセ クターが並存するからである。

GATT第24条は、FTAにおいては実質上すべての貿易について関税や制限的通商規則を廃止することを求めている。「実質上すべて」についての明確な規定はないが、一般には、 貿易量の90%以上を対象とすること、特定セクターを除外しないこと、

が必要と考えられている。また,関税撤廃については,「合理的な期間」(10年)以内に実施すべきとされている。これらは,最 恵国待遇の原則が骨抜きにならないために 定められているものである。

しかし実際には、多くのFTAにおいて 農産物に限らず工業品も含めて、さまざま な例外措置が取り決められている。

NAFTA(北米自由貿易協定)では,農林水産物については第3表にみるとおりの品目が例外扱いとされた。また,関税撤廃期間についても,アメリカ・メキシコ間およびカナダ・メキシコ間では最長15年のスケジュールが設定された。

メキシコは、FTAに極めて積極的に取り組んできたが、EU・メキシコのFTAでは、EU側は牛肉、豚肉、鶏肉、野菜(トマト、キュウリ等)など595品目(金額ベースで約10%)を再協議とし、メキシコ側は米、小麦、牛肉、豚肉、鶏肉、とうもろこし、フリフォール豆、乳製品、砂糖、桃等310品目(金額ベースで約57%)を再協議とした。

EUが締結したFTAにおける関税撤廃状

第3表 NAFTAにおける農産品例外扱い

アメリカ・ カナダ間	アメリカ側	乳製品,ピーナッツ,ピーナッツバター,砂糖,砂糖含有品, 線(農産品1,199品目中69品目)
カナダ间	カナダ側	乳製品,家禽肉,卵,マーガリン(農産品1 015品目中35品目)
カナダ・ メキシコ間	両国とも	乳製品,家禽肉,卵および卵製品,砂糖,砂糖含有品(カナダ側:農産品1041品目中78品目,メキシコ側:農産品1004品目中87品目)

資料 農林水産省(2003)

況においても,農産物は工業品と比較して 関税撤廃率は相当に低くなっている(第4 表)。

また,アメリカとオーストラリアとの FTA交渉では,アメリカは,砂糖,乳製品についてのオーストラリアの強い開放要求を拒否して現行関税を維持したほか,牛肉についても18年という長期での関税撤廃スケジュールを設定した。

こうして,さまざまなFTAで例外扱いが多数行われている結果,メキシコはEUに対しては豚肉開放を拒否する一方で日本に対しては低関税輸入枠を認めさせ,過去日本や韓国に対しては強力な交渉によって牛肉の市場開放をさせてきたアメリカが,オーストラリアに対しては関税撤廃に極めて消極的になるなど,複雑な様相が現出している。

このように、多くのFTAにおいて農産物の例外扱いがみられているのであり、それは、アメリカやオーストラリア等の強大な農産物輸出国においても広範囲にみられ

第4表 EUの自由貿易協定における 関税撤廃の状況

(単位 %)

輸出国	全品目に占める	無税品目の割合
判 山 上	農産品	工業品
チェコ ハンガリー ポーランド イスラエル ヨルダン	32 35 27 33 26	100 100 100 100 100
シリア アルジェリア モロッコ チュニジア 南ア	24 57 68 59 27	100 100 100 100 100 61

資料 第3表に同じ (注) EUは拡大前。 ているのである。

また,農産物以外の品目についても,と くに発展途上国の場合には自国産業保護の ために例外扱いとするケースもみられる。 たとえば,韓国・チリFTAでは,韓国側 が米・りんご・梨等を例外扱いとする一方 で,チリ側は洗濯機・冷蔵庫を例外扱いと した。

- (注3) Free Trade Agreement (自由貿易協定)。 内容により、包括的経済連携を指すEconomic Partnership Agreement , 地域協定を指す Regional Trade Agreementとも呼ばれるが, 本稿ではFTAと表記する。
- (注4)03年までに再協議することとされたが,協 議はまだ行われていない。

### 農産物貿易の現状と 変化の方向

第5表 国·地域別貿易額(農畜産物,2003年)

(単位 億ドル)

								( + 14	1001 70	
	輸入国・地域									
		日本	韓国	中国	ASEAN 5	NAFTA	EU25	豪州・ NZ	その他	
	日本		2	1	2	4	1	-	7	
	韓国	7		1	1	3	-	-	6	
+^	中国	37	18		17	13	17	1	49	
輸出国·地域	ASEAN5	25	6	23	39	21	34	4	96	
国	NAFTA	159	27	40	28					
地域	EU25	51	9	8	21					
	豪州・NZ	35	9	7	25					
	その他	36	12	57	37					
	輸入合計	351	83	137	169					

- 資料 日本貿易振興機構 "World Atlas" (注)1 ASEAN5はタイ,シンガポール,マレーシア,フィリピン,インドネシア。 NAFTAはアメリカ,カナダ,メキシコ。EU25は2004年4月拡大後の25か国。
  - 2 シンガポールのインドネシアからの輸入は含まれず、また同国の1998年値は 1999年のものである。
  - 3 日・中・韓・ASEAN5の輸入データを基本とし、これら8か国からその他地域への輸出額のみ、8か国の輸出データを用いた。

第6表 国・地域別貿易額(農畜産物・1998~2003年増減)

(単位 億ドル)

			輸入国・地域									
		日本	韓国	田	ASEAN 5	NAFTA	EU25	豪州・ NZ	その他			
	日本		1	-	-	1	-	-	-			
	韓国	2		-	-	1	-	-	1			
+^	中国	6	12		4	6	4	1	13			
輸出国·地域	ASEAN5	1	2	12	12	-	1	1	26			
国	NAFTA	11	6	20	2							
地域	EU25	7	3	2	5							
	豪州・NZ	3	3	4	1							
	その他	6	2	36	8	_						
	輸入合計	20	29	75	32							

資料,(注)とも第5表に同じ

すでにみてきたように,貿 易交渉において農産物の自由 化はさまざまな困難に直面 し,複雑で弾力的な取扱いが 行われることが少なくなかっ た。その理由と,望ましい考 え方は次節でとりあげること としたいが、そのような状況 にもかかわらず,農産物貿易 は大きく拡大してきた。ここ では,地域間でみた農産物貿 易の現況について概観してお くこととしたい。

第5,6表は,日本,韓国, 中国, ASEAN 5 か国(タイ, シンガポール,マレーシア,フ ィリピン,インドネシア。以下 「ASEAN5」) の相手先別農畜 産物輸出入額およびその増減 額を表したものである。

日本および韓国はNAFTA からの輸入が最も多い。 ASEAN5は域内からの輸入が 最も多く,その他地域からの 輸入も分散されている。中 国は、輸出先としては日本、 輸入先としてはNAFTAの 比重が比較的高いが、特定 国・地域に偏らず、全世界 を相手に貿易を行っている。

98年から03年の増減をみると、これらの4か国・地域ともに輸入を大きく増加させている。輸入先は、中国、ASEAN5、NAFTAからの増加が大きく、中国はその他の国からの輸入も大きく増加させている。また、中国、ASEAN5は輸出も同様に増加させている。

つぎに,主な品目別にみると(第7~9表),穀物については,日本はNAFTAからの輸入が圧倒的に多く,韓国は中国からの輸入が急速に増加している。

野菜は,日本,韓国, ASEAN5ともに中国からの 輸入が多く,またその割合 も高まりつつある。

畜産物は,日本,韓国, 中国はNAFTAからの輸入 が多く,ASEAN5はオース トラリア,ニュージーラン ドが多い。

このように,品目により国・地域に差はあるが,農

第7表 4か国・地域の輸入額(穀物)

(単位 百万ドル)

	(十四 日の17									
	日	本	韓国		中	国	ASE	AN5		
	98年	03	98	03	98	03	98	03		
日本			1	7	6	11	39	34		
韓国	44	73			3	6	6	17		
中国	167	398	388	1,107			691	601		
ASEAN5	202	233	10	18	141	178	876	758		
NAFTA	3 398	3 596	826	383	352	105	727	633		
EU25	373	402	92	72	67	218	247	328		
豪州・NZ	603	585	149	226	170	175	717	601		
その他	338	196	251	161	18	38	911	673		
合計	5 ,125	5 484	1 717	1 974	758	731	4 214	3 645		

資料,(注)とも第5表に同じ

第8表 4か国・地域の輸入額(野菜)

(単位 百万ドル)

	日	本	韓国		中国		ASEAN5	
	98年	03	98	03	98	03	98	03
日本			-	-		-	4	3
韓国	73	82			-	-	1	1
中国	1 025	946	61	153			143	256
ASEAN5	90	88	41	7	29	155	80	121
NAFTA	431	310	6	21	30	25	51	53
EU25	51	44	3	2	2	3	30	28
豪州・NZ	154	151	2	8	1	4	99	93
その他	148	138	12	24	8	54	114	90
合計	1 973	1 758	125	215	71	242	523	644

資料,(注)とも第5表に同じ

第9表 4か国・地域の輸入額(畜産物)

(単位 百万ドル)

	日	本	韓	韓国		中国		ASEAN5	
	98年	03	98	03	98	03	98	03	
日本			6	4	9	4	4	4	
韓国	391	10			7	6	3	6	
中国	613	311	24	33			39	61	
ASEAN5	275	366	11	59	24	21	233	425	
NAFTA	3 431	4 309	273	1 065	134	815	139	203	
EU25	1 015	1 786	148	160	63	173	282	425	
豪州・NZ	1 545	1 627	126	380	67	348	1 Ø60	1 245	
その他	430	599	17	52	77	72	190	316	
合計	7 700	9 007	604	1 753	380	1 439	1 950	2 685	

資料,(注)とも第5表に同じ

畜産物の貿易は拡大を続けており、輸出 国・地域としてはアメリカを中心とする NAFTA,中国,ASEAN5が割合を高めて きている。

#### 3 「貿易と農業」をめぐる論点

#### (1) 自由貿易と経済厚生

自由貿易の経済効果をFTAの場合で考えてみると、FTAの経済効果は、一般的に「静態的効果」と「動態的効果」に分けて理解されている。

「静態的効果」は、貿易創出効果(FTA 締結国間で関税を撤廃することにより、相手 国のコストの安い商品を輸入することができ るようになる効果)と、貿易転換効果(FTA 締結前に締結国以外から輸入していた商品が、 締結国からの輸入に置き換わる効果)に分け られる。

また,「動態的効果」は,市場の拡大に伴う規模の経済の発現や,サービス,投資,技術等の広範な分野での連携に伴い,FTA締結国の成長が促される効果である。

これらの説明は単純化されたわかりやすいものであるが,現実にはそのようには割り切れない多くの問題が潜んでいる。

貿易転換効果については、域外国との貿易が域内国との貿易に転換されるだけであるので、それにより惹起される従来の輸入先との緊張は別として、直ちに表れるメリットといえるが、貿易創出効果が双方の国にとってのメリットといえるかどうかは、場合によりけりであろう。

すなわち,関税撤廃により極端な貿易創出効果が生じた場合には,高コスト商品を生産していたセクターに破壊的な影響を及ぼすことになる。それが農業の場合は後に述べる農業の多面的機能にも影響が及ぶことになるが,非農産品の場合も,多くの国においては,競争力は弱いが育成を図っているセクターがあるのであり,その破壊をとおして,その国の経済発展の進路を大きく制約することになる。とくに先進国とをく制約することになる。とくに先進国とのFTAにおいては,発展途上国において育成を図っている第二次・第三次産業が問題になる。韓国・チリFTAでチリ側が冷蔵庫,洗濯機を例外品目としたのはその一例である。

動態的効果についてもいくつかの問題点 が指摘できる。

まず,静態的効果は比較的短期間で,動態的効果は長期間で発現する効果であるが,極端な貿易創出効果の発現等により当該国の産業構造に大きな変化がおきた場合には,従前の産業構造を前提として期待していた動態的効果の発現は難しくなる。例えば日韓FTAにおいては,関税を撤廃すると工業製品の日本から韓国への貿易黒字が増加するとみられ,韓国の経済団体の間ではFTAの影響への懸念が大きいが,関税撤廃の影響が大きい場合には,長期的に期待される動態的効果の発現も困難になる可能性があろう。

つぎに,投資や技術移転により成長が期待されることに関しては,例えば,投資の自由化をしても,相手国からその国に対し

て,期待されるような量と質の投資が行われる保証がないという問題もある。

このようなことから、現在行われている日・タイFTA交渉のような先進国と発展途上国との交渉では、投資の完全な自由化を求める先進国とそれに反対する途上国との鋭い対立がみられるし、WTO交渉においても、シンガポール・イシューがカンクン閣僚会議決裂の原因となったように、自由な投資ルールの導入を要求する先進国とそれに反対する発展途上国の間で激しい対立がみられるのである。

このように、とくに先進国と発展途上国の場合のように発展段階の異なる国同士の貿易自由化においては、一律的・原則的な自由化が必ずしも当該国の利益になるとは限らず、反対にさまざまな問題を惹起する可能性があることに留意しなければならない。

#### (2) 食料問題と貿易

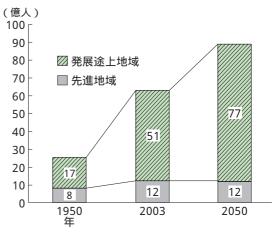
国連が03年に発表した2002年改定世界人口予測(中位推計値)によれば,世界人口は03年の63億人から2050年には89億人に増加するとみられている。その内訳をみると,先進地域は12億人で横ばいであり,発展途上地域は51億人から77億人へと約50%の大幅に増加する(第4図)。このことは,将来における食料の確保に関して大きな課題を投げかけてくる。

現在も,飢餓の問題は深刻である。 第10表は,FAOが推計した発展途上国 における飢餓人口の推移であるが,最 近10年間の動きをみると,減少から増加に 転じている。総人口に対する飢餓人口の比 率をみると,発展途上国全体では17%となっており,とくにサブサハラアフリカ(サ ハラ以南アフリカ)は33%にものぼってい る。96年に開催された世界食料サミットは, 2015年までに飢餓人口を半減させる目標を たてたが,その実現は極めて難しくなっている。

それでは,これからの人口増加に対応し た食料増産の可能性をどうみておけばよい のであろうか。

第5図は,1968年を100とした場合の穀物関係指数を表したものである。収穫面積

第4図 世界人口の見通し



資料 United Nations "World Population Prospects The 2002 Revision"

第10表 発展途上国における飢餓人口

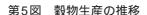
(単位 百万人)

	90~92 年	増減	95 ~ 97	増減	99 ~ 01
アジア・太平洋 ラテンアメリカ・カリブ海 近東・北アフリカ サブサハラアフリカ	567 59 25 166	70 4 10 27	496 55 35 193	9 2 6 6	505 53 41 198
合 計	817	37	780	18	798

資料 FAO "The State of Food Insecurity in the World 2003"

は横ばいないし微減傾向にあり、穀物生産量は単収の伸びによって増加してきたことがわかる。そして、貿易量の増加も、単収と生産量の動きと似た動きをしている。このような単収の伸びは、灌漑、化学肥料・農薬の普及、機械化等のいわゆる「緑の革命」の成果である。

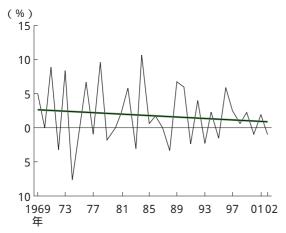
将来における耕地面積拡大の可能性については,さまざまな見方があるが,過去の 趨勢からみる限り,大きな拡大は困難と思





資料 農林水産省「農産物貿易レポート」から作成 原資料 USDA" Grain:World Markets and Trade, July 2004

#### 第6図 穀物単収の前年比伸び率



資料,原資料とも第5図に同じ

われる。また,単収の伸びについても,第6図にみるとおり頭打ち傾向が顕著であり,多くを期待することはできないものとみられる。

さらに,世界の農業生産の環境をみると, むしろ,土壌流失,水資源制約,森林伐採 の限界等から,制約条件が強まるとみられ, 今後の食料増産の可能性については,慎重 にみておく必要がある。

このようなことを踏まえれば,短期的な市場競争力を基準に農業生産の淘汰を図るのではなく,各国・地域において,可能なかぎり農業生産の持続的な発展を指向することが必要である。

#### (3) 農業の多面的機能と貿易

農業の多面的機能とは,農業生産をとおして発揮される洪水・土壌浸食防止,土砂崩壊防止,地下水涵養,水質浄化,生物多様性の保全,良好な景観の形成,文化の伝承等の幅広い機能を指す。とくに日本においては,温暖多雨で地形が急峻なことから,多面的機能の維持は重要な課題である。

農業の多面的機能を貨幣評価する試みも行われているが、これはあくまで架空の計算であることに留意しなければならない。たとえば、全国の水田を荒廃させる代わりにダムを建設しても、そのような国土は極めて脆弱なものとなり、自然から厳しい報復を受けるものとなろう。

農業の多面的機能は,さきにあげた食料の安全保障の問題とあわせて「非貿易的関心事項」と呼ばれているが,わが国は,

WTO交渉において,韓国,EU,モーリシャス,ノルウエー,スイス等とともに,非貿易的関心事項の重要性について主張してきている。今回のWTO交渉を立ち上げたドーハ閣僚会議の宣言においても,非貿易的関心事項がモダリティに適切に反映されるべきとされており,国境措置や国内支持の引下げを実施する場合には,それにより非貿易的関心事項の分野において問題を引き起こさないかどうか,十分に検討する必要がある。

ただし,この問題に関して私見を述べれば,いままでの交渉では,非貿易的関心事項についていかなる基準と物差しで測るのかが不明確なままに,ただその重要性が主張されているように思われる。単に貨幣評価を行うことでその重要性を指摘するにとどまらず,非貿易的関心事項に関するわが国としての要求水準を具体的に提示することにより,交渉においてより実効のある議論ができるようにしていく必要があるのではなかろうか。

(注5)日本学術会議は,農業の多面的機能を年8 兆2千億円と評価している。(日本学術会議 (2001))

#### (4) 環境問題と貿易

貿易や投資の拡大は,輸出国や投資受入 れ国においてさまざまな環境問題を引き起 こす可能性がある。

環境問題の研究者,専門家,運動家等により組織されたNGOである日本環境会議は,『アジア環境白書』を逐次刊行しこれ

らの問題について具体的な指摘を行ってき ている。

その内容は,よく知られる過度の商業的 伐採や農地開発による森林の減少,タイに おけるえび養殖池開発によるマングローブ 林の減少のほか,漁業資源の乱獲,限界地 での農業生産が惹起する表土流亡や地下水 位の低下,パームやしなどのプランテーション農園における過度の農薬散布,公害輸 出的海外直接投資,希少動植物の貿易,廃 棄物輸出による汚染の拡大等,きわめて広 い範囲に及んでいる。

このような問題は,90年代に入り国際的に注目されるようになり,WTOにおいてもCTE(Committee on Trade and Environment「貿易と環境に関する委員会」)が設置され,検討がすすめられてきている。ただし現在のところ,発展途上国と先進国との対立を背景に,具体的な進展はみられていない。

わが国においても、環境と貿易の共存のあり方をめぐる議論が活発になりつつあり、04年3月には、環境省に設置された「環境と経済連携協定に関する懇談会」が『経済連携協定(EPA)/貿易自由協定(FTA)に対する環境影響評価手法に関するガイドライン』をとりまとめている。

今後はこれらの取組みをさらにすすめ, WTO交渉においてもFTA交渉において も,貿易と環境の両者が整合性をもって位 置付けられていく必要がある。

(注6)日本環境会議(2003)

#### 4 貿易交渉の望ましい方向

以上述べてきたことを踏まえて,最後に, 今後の貿易交渉の望ましい方向について, 農業との関連で考察することとしたい。

第一に、FTAの締結が多く行われるようになったとはいえ、今後の貿易ルールについても、あくまでWTOの場を基本にして、加盟国の議論を尽くして作りあげていくことである。

すでに述べたとおりFTAは,ある国々における締結がいやおうなしに他の国を巻き込んでいくメカニズムを内包しているが,それは貿易自身の問題としても,経済のブロック化に導く懸念がある。さらに,個々のFTAは,それが協定国の個々の経済セクターに破壊的な影響を及ぼしたり,場合によっては協定国間の経済的支配関係を強める可能性もある。さらに,農業の多面的機能の破壊,環境問題等についても,有効なチェックが働かない場合が多い。

このようなことから、世界の貿易ルールの形成は、あくまでWTOを基本としていくことが重要である。

第二に,世界各地で,その土地の条件に合った農業生産を持続的に維持することを基本とすべきことである。

具体的な例をあげれば、日韓FTA交渉では、農業分野では比較的韓国側に競争力があるとみられているが、両国の農業は共通して農業人口の高齢化に悩んでおり、双

方とも極めて低い水準となった食料自給率の将来が懸念されるところである。このような状況のもとで,関税の撤廃等をとおして現在相対的に弱い農業の淘汰を図ることがよい選択であろうか。さきにふれた世界の食料問題を考えれば,日本も韓国も,むしろ協力して,両国における農業の持続を図ることが課題ではないのであろうか。そういう意味では,FTAは一律的な自由化のみを指向するのではなく,柔軟な内容をも許容すべきであり,必要であればGATTのFTAに関する規定の見直しを行うべきである。

第三に,農業の多面的機能や環境問題が 貿易や投資の促進をとおしても損なわれな いような評価手法の確立と協定への織り込 みが求められる。WTOにおける検討の促 進が必要であることは言うまでもないが, 第11表にみるとおりいまだ萌芽的な段階に あるFTAにおける環境配慮についても, 積極的に推進するべきである。そして, GATTのFTAに関する規定の中にも,環 境配慮について織り込むべきである。

第四に,FTA協定においては,単なる機械的な貿易自由化ではなく,協力の促進や経済制度の調和,人的・文化的交流の推進と政治的関係の安定化促進等,幅広い分野での連携を内容とすべきである。

このことは、とくに、発展段階の異なる 国同士のFTAの場合に重要である。今後、 アジア地域でますますFTAへの取組みが 盛んになることが予想されるが、このよう

#### 第11表 既存FTAの環境配慮の取り扱い

	目的の一つに 環境保護や持 続可能な開発 の推進を位置 付け	おける環境措	環境問題を取り扱う組織の設置		環境基準・規制 の緩和の抑制
NAFTA					
EU・メキシコ					
EU・チリ					
米・ヨルダン					
日・シンガポール					

資料 環境と経済連携協定に関する懇談会『経済連携協定(EPA)/貿易自由協定(FTA)に対する環境影響評価手法に関するガイドライン』

(注) :協定本文に規定あり

:補完協定などの協定付属文書やその他の関連協定に規定あり。

な考え方を基礎に,各協定国がバランスある発展を指向していけば,将来のアジア地域における豊かで多様性を包含した経済圏の姿が見えてくるであろう。

以上,さまざまな観点から貿易と農業について考察してきた。明らかなことは,本来,貿易は単なる物の売り買いであるにとどまらず,それが関係国の産業構造,食料,環境,文化にも深く影響を及ぼすものであることを考えれば,貿易交渉もそのような全体の脈絡のなかでとらえ,議論されなければならないということである。単純な「自由貿易」の神の前にぬかずくのではなく,このような観点からの貿易ルールの構築と経済連携がすすめられねばならない。

#### <参考文献>

- ・石田信隆 (2002)「WTO農業交渉の主要論点と今後の課題」『農林金融』12月号
- ・石田信隆 (2004)「韓国農業の現状と日韓FTA」 『農林金融』7月号
- ・浦田秀次郎 (2002) 『FTAガイドブック』日本貿易 振興機構
- ・環境と経済連携協定に関する懇談会 (2004) 『経済 連携協定 (EPA)/貿易自由協定 (FTA)に対する 環境影響評価手法に関するガイドライン』
- ・ジョスリンほか (1998)『ガット農業交渉50年史』 農山漁村文化協会
- ・日本学術会議(2001)『地球環境・人間生活にかか わる農業及び森林の多面的機能の評価について』
- ・日本環境会議 (2003)『アジア環境白書2003/04』 東洋経済新報社
- ・農林水産省(2003)『自由貿易協定を巡る各国との 議論の状況と今後の対応』
- ・山下一仁(2000)『詳解 WTOと農政改革』農山 漁村文化協会
- FAO (2003)" The State of Food Insecurity in the World 2003"
- United Nations (2003) "World Population Prospects The 2002 Revision"

(基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)

